

岩舟総合運動公園内に民間企業がサッカースタジアムを建設

建設をめぐり市と民間企業が覚書を締結(3月23日)

市民のみなさん
おかしく
ありませんか？
全額免除は見直すべき

覚書では

土地使用料【年間1300万円】
固定資産税【年間 200~300万円】
を最大10年間無料に！



岩舟総合運動公園内に建設が進む「サッカースタジアム」

現在建設されている「サッカースタジアム」は、サッカークラブチームがJ3に昇格するための条件(J3に昇格するには、5000人収容できるスタジアムが必要)を満たすためのものです。地域住民の利用については「配慮する」としてあるだけで、公益性は余りありません。使用料の全額免除は「市長の職権濫用」と言わざるを得ません。

土地使用料について、「覚書」では、栃木市公園条例第22条の使用料の減免「公益上その他の特別の理由がある」を適用し、免除するとしています。

土地使用料の免除

法令・条例では
原則「民間に無償貸し付けできない」

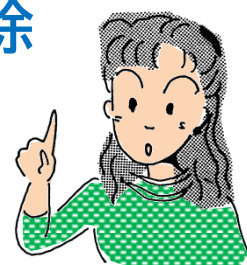


(株)日本理化学工業所が岩舟総合運動公園に「サッカースタジアム」を建設する件で、3月23日、市は企業側と「覚書」を締結しました。覚書では「土地使用料」と「固定資産税」を最大10年間、無料にしています。
建設の目的は、栃木シティFCがJ3に昇格するためのもので、市民の福祉の増進に寄与するものではありません。行政財産(運動公園)の民間への無償貸し出しは「法令に抵触するのでは？」という疑念の声も上がっています。

これで

一営利企業に10年間で約1億5千万円も優遇

公平で公正な市政運営と言えらるのでしょうか



市の条例に
抵触しているのでは？

栃木市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例では、民間企業には無償貸し付けできません。この件に対し、市の見解は「有償で使用許可し、使用料を減免するので、この条例は適用しない」としていますが、まさに詭弁ではないでしょうか。

有償で使用許可し
使用料を免除
同じ意味
では？
無償貸し付け

固定資産税の免除

減免・免除する基準は「貧困状態」「公益性」「災害で価値が減少」

市税条例では、固定資産税を減免する基準として「貧困状態にある」「公益のために専用」「災害で資産価値が減少している」ことをあげています。

スタジアムの場合

基準に当てはまらず
市は「市のPR、地域経済振興が期待され、公益性が高い」ことを免除の理由にあげていますが、サッカースタジアムは、クラブチームがJ3に昇格するための条

非営利法人であっても
有料であれば減免されず
条例の減免基準では「収益事業を行わない非営利法人でも、入場料などを取る場合は、除外する」となっており、サッカースタジアムは、この点からみても、固定資産税減免の対象とならないことは明らかです。

市民の声



私たちが滞納すれば、督促状や家庭訪問で徴収するのに、最初から免除はおかしい。

台風19号、新型コロナで、来年度の税収は大幅な減収が予想されるときに、一民間企業に固定資産税を無料にするなど、考えられない。

公園条例・公園有料施設条例改正

おかしい 後追いで3施設を削除

9月議会に、公園条例と公園有料公園施設条例の一部改正議案が上程されました。内容は岩舟総合運動公園の「野球場」「陸上競技場」「サッカー場」を削除するものです。いま現在、そこにはサッカースタジアムが建設されています。市民が利用申請しても、利用できない異常事態を半年間も放置してきたのです。



本来なら 3月議会で改正すべき

本来なら、「覚書」を締結した時点の「3月議会」で改正すべきものでした。

条例改正するまで サッカースタジアム建設をストップすべきだった

条例改正が間に合わなかったならば、4月からのスタジアム建設をストップさせ、改正するまで延期するのが正常なやり方です。

市当局は「県との協議に時間を要した」と弁明していますが、時間を要したのには但し書きを追加する部分であり、3施設の削除はすぐにでも改正できたはずです。職務怠慢だと言わざるを得ません。

なぜ、企業側の要求通りにスタジアム建設を進めるのか、疑問は深まるばかりです。

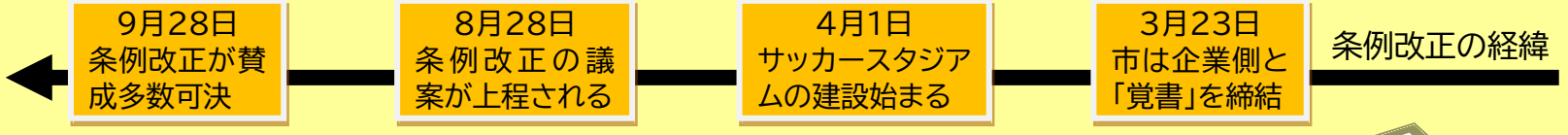


賛成多数で可決 議会のあり方が問われる

9月議会の最終日(9月28日)、条例改正は賛成多数で可決となりました。誰が見ても、今回のやり方は正常ではありません。このような事態を何も異議を唱えず認めてしまったのは、議会はチェック機能を放棄したと言われても仕方ありません。

反対は、針谷(育)・内海・茂呂・白石・川上の5名

条例上は「野球場」「陸上競技場」「サッカー場」が存在するが、実際はスタジアムが建設されているため、市民は利用できず、異常事態が半年間も！！



サッカースタジアム建設。なぜ、正常な手続きを踏まず進めるのか、疑問は深まるばかりです。

サッカースタジアム建設をめぐる問題で、岩舟総合運動公園の3施設を削除する条例改正が提出されました。半年間も放置してきた執行部の対応が問われています。

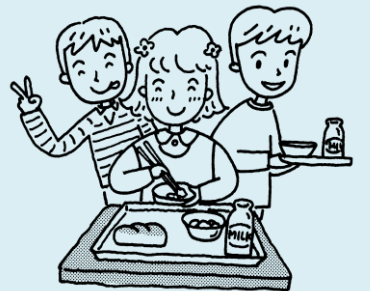
新型コロナ感染で問題になった「栃木第4小学校給食調理場」調理業務を1年前倒しで「民間委託」する議案が提出されました。教育委員会の進め方が問われています。

9月議会

第四小・学校給食調理場、民間委託化

1年前倒しで実施。問われる「教育委員会」

「コロナ感染した職員の方を職場復帰させず」で全国的な問題となった栃木第4小・学校給食調理場。いま、給食調理業務の民間委託が進められています。この民間委託化には大きな問題、疑問が残ります。



突然、民間委託の決定 誰が、どこで決定…：決裁文書なし！

第四小の給食調理場は市内に残るただ一つの直営で、民間委託はコロナ人権問題でいったん撤回されています。しかし、突然、1年前倒しでの民間委託が決定されました(9月議会の議案)。いったいどこで決定されたのでしょうか…。決裁文書はありません。

教育長が判断というけれど

「教育長の判断で決まった」とのことですが決裁文書はありません。

- ① コロナ問題の時、6月に民間委託の方針
- ② 今回、9月議会に民間委託の方針
- ③ 2回にわたり委託の方針があったわけですが、教育委員会には教育長から事後報告だけでした。

教育委員には事後報告のみ

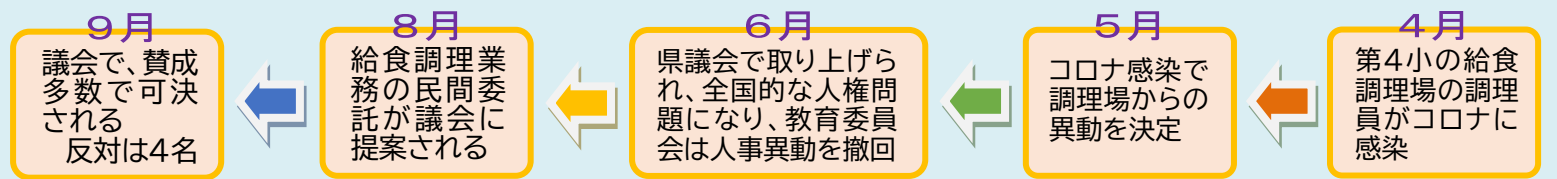
教育委員会では6名の委員の研究会に事後報告がありました。疑問も出されたとのことですが、これでは、教育委員会本来のあり方も問われてしまうのではないのでしょうか。

議会にも事前説明なし(賛成多数で可決)

議会に対しても事前説明はなく、9月議会の補正予算を見て、この「民間委託」を知ったというのが実態です。このような中、賛成多数で可決となってしまう。議員の資質も問われます。反対した議員は、針谷(育)・内海・白石・川上の4名でした。

大いに疑問？

以上の経過を踏まえると、教育委員会は形骸化され、市のトップの方針で「栃木市の教育」が決まってしまっ事態となっていることが考えられます。



結局、現場が翻弄される結果に！